

旅券法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

### 政令第三百二十三号

旅券法施行令の一部を改正する政令

内閣は、旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第一項、第二項（同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三項、第四項及び第六項（同法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。）、第二十条の二第一項並びに第二十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。  
第一条の見出し中「国に」を「国内における国に」に改め、同条中「第二十条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「はつて」を「貼つて」に改める。

第二条中「第二十条第二項」を「第二十条第三項」に改め、同条第一号中「第二号又は第三号」を「から第三号まで」に改め、「二千円」の下に「（同条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千円）」を加え、同条第三号を削る。

第四条第一項ただし書中「及び第十二条第三項」を削り、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 法第十条第三項ただし書の規定による渡航先の訂正  
第四条を第六条とする。

第三条の見出しを「（国外における手数料の額及び納付の方法）」に改め、同条第一項中「第二十条第四項に」を「第二十条の二第一項の政令で」に改め、「外国貨幣換算率をいう」の下に「。次項において同じ」を加え、「領事館（法第三条第一項に規定する領事館をいう。以下同じ）」を「領事官」に改め、同項第五号中「又は第六号」を削り、同条第二項中「前項に定める手数料については、領事館」を「前二項の手数料は、領事官の」に改め、「（法第三条第一項に規定する領事官をいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十条の二第二項において読み替えて準用する法第二十条第二項の政令で定める手数料の額は、外国貨幣換算率により邦貨に換算した場合の額が次の各号に掲げる手数料の種類に応じそれぞれ当該各号に定める金額の範囲内の額となるよう、領事官の所在国ごとに当該国の通貨をもって外務省令で定める額とする。

- 一 法第二十条第一項第一号の処分に係る手数料 二万九百円以上二万二千円以下
- 二 法第二十条第一項第二号の処分に係る手数料 一万六千九百円以上一万七千円以下（処分の申請をする者が十二歳未満であるときは、一万九百円以上一万二千円以下）
- 三 法第二十条第一項第三号の処分に係る手数料 一万九百円以上一万二千円以下

第三条に次の一項を加える。  
4 前三項の規定にかかわらず、第一項（第四号に係る部分を除く。）又は第二項の手数料を納付しようとする者は、外務省令で定めるところにより、当該手数料を邦貨をもって外務大臣に納付することができる。この場合における手数料の額は、法第二十条第一項第一号から第三号までの処分に係るものについては同条第四項に定める額とし、同条第一項第五号の処分に係るものについては同号に定める額とする。

第三条を第五条とする。

第二条の二の見出し中「手数料」の下に「の額」を加え、同条中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（大規模な災害に際しての手数料の減額又は免除の申請）

第四条 法第二十条第六項（法第二十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による国に納付すべき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、外務大臣又は領事官（法第三条第一項に規定する領事官をいう。次条において同じ。）に申請しなければならない。

#### 附則

（施行期日）

第一条 この政令は、旅券法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年三月二十七日）から施行する。

（旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成七年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項を削る。

第三条 旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項から第四項までを削る。

（地方自治法施行令の一部改正）

第四条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 旅券法施行令（平成元年政令第二百二十二号）の項中「第四条第一項」を「第六条第一項」に改め、同表旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）の項を削る。

（公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正）

第五条 次に掲げる政令の規定中「旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納した」を「旅券を紛失し、又は焼失した」に改める。

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の三第一項第一号

二 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）第十五条第一項

第一号

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の項中「及び第三項」を「及び第四項」に、「第十條第四項及び第十二條第三項」を「及び第十條第四項」に改める。

総務大臣 寺田 稔

外務大臣 林 芳正

財務大臣 鈴木 俊一

内閣総理大臣 岸田 文雄